

2021年6月7日より、SMBC経営懇話会スタートアップ会員規約を改定致します。
改定内容及び、改定後の規約については以下をご参照ください。

【改定内容について】

掲載箇所	2021年6月6日迄	2021年6月7日以降
第2条 (目的) 1項	-	本会は会員に対する経営情報の提供および企業間の交流を目的とします。
第4条 (会費および利用料) 3項	-	社会事情の変化、経済情勢の変動または業務内容の変更などにより、第15条に則り、会費を変更する場合があります。
第6条 (入会) 1項	本会への入会を希望する場合は、当社所定の書面に記名・捺印の上、入会を申し込むものとします。	本会への入会を希望する場合は、当社所定の手続きにより、入会を申し込むものとします。
第8条 (会員資格の取り消し) 6項	<p>会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 	<p>会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という）、もしくは次の各号のいずれかに該当することが判明した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
第15条 (規約の変更) 2項	規約を変更した場合、当社ホームページに掲示するほか、会員に対して適宜の方法により通知するものとします。なお、規約はホームページに掲載された日をもってその効力が発生するものとします。	規約を変更する場合は適用の1か月前までに当社ホームページに掲示するほか、会員に対して適宜の方法により通知するものとします。
附則	本会員規約は2017年4月1日より実施します。 本会員規約は2018年7月2日に改定されました。	本会員規約は2017年4月1日より実施します。 本会員規約は2018年7月2日に改定されました。 本会員規約は2021年6月7日に改定されました。

SMBC経営懇話会 スタートアップ会員規約

第1条（適用範囲）

この規約は、SMBCコンサルティング株式会社（以下「当社」という）が企画・運営する「SMBC経営懇話会」（以下「本会」という）を、スタートアップ会員（以下、「会員」という）として利用・申込する際に適用するものとします。

第2条（目的）

本会は会員に対する経営情報の提供および企業間の交流を目的とします。

第3条（会員）

1. 会員とは、本規約を承認の上当社所定の申込手続きをし、当社が入会を承認した法人とし、入会申込時点で設立後5年以内の法人とします。
2. 会員は、会員資格を第三者に譲渡、貸与等を行うことはできません。

第4条（会費および利用料）

1. 会員は、別途定める会費を当社に支払うものとします。
2. 会員は、有料サービスを利用する場合は会費の他にサービス利用料を支払うものとします。なお、当社は、一旦支払を受けたサービス利用料の返還は行いません。
3. 社会事情の変化、経済情勢の変動または業務内容の変更などにより、第15条に則り、会費を変更する場合があります。

第5条（有効期間）

1. 会員資格の有効期間は5年間とします。
2. 会員が、有効期間満了の1ヶ月前までに所定の様式により特段の意思表示をした場合を除き、その会員資格はSMBC経営懇話会会員となり、以降はSMBC経営懇話会会員規約が適用されます。

第6条（入会）

1. 本会への入会を希望する場合は、当社所定の手続きにより、入会を申し込むものとします。
2. 当社は、次の各号のひとつに該当する場合、入会の承認をしないことができるものとします。

- (1) 故意・過失の有無を問わず入会申込書に事実と異なる記載があった場合
- (2) 第8条により会員資格の取り消しを受けたことがある場合
- (3) すでに当社会員である場合
- (4) 法令違反・公序良俗違反等があった場合
- (5) 第8条第(6)号または第(7)号のいずれかに該当する場合
- (6) その他当社が不相当と判断した場合

第7条（退会）

1. 会員は、当社所定の手続により退会することができます。この場合、当社は、会員から納入された会費は返還いたしません。
2. 前項による退会時に未払の会費および利用料がある場合には、会員は、退会後も当社に対する未払分の支払を免れないものとします。

第8条（会員資格の取り消し）

当社は、会員が次の各号のひとつに該当する場合、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。なお、この場合、会費の返還はいたしません。

- (1) 会員が会費またはサービス利用料の支払を遅滞した場合
- (2) 会員が本規約に違反した場合
- (3) 会員が本会の名誉を著しく傷つけたと当社が判断した場合
- (4) 会員が虚偽の事項を登録したことが判明した場合
- (5) 会員について支払停止または破産手続・民事再生手続・会社更生手続・特別清算等の開始の申立があった場合
- (6) 会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という）、もしくは次の各号のいずれかに該当することが判明した場合
 - ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること

- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (7) 会員が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかひとつにでも該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④に準ずる行為
- (8) その他当社が会員として不相当と判断した場合

第9条（届出）

会員は、会員が登録した会員情報に変更が生じたとき、または前条（5）号の事態が発生したときは、遅滞なく所定の様式により当社に届出をするものとします。

第10条（会員情報）

1. 当社は、会員が登録した情報および会員によるサービスの利用履歴等の情報（以下「会員情報」という）を適正に管理することに努めます。
2. 当社は、会員の同意を得ることなく本会のサービスの提供または当社のサービスや商品等のご案内以外に会員情報を利用しません。ただし、会員情報は株式会社三井住友フィナンシャルグループおよびそのディスクロージャー誌に掲載されている連結子会社に当該会員への商品・サービスの案内および共同で行なうサービスの提供業務のため提供されます。また、この場合提供される情報は氏名、住所、電話番号、メールアドレス、当社サービスの利用履歴に限定されます。
3. 本会の目的を達成するために外部委託等を必要とする場合には、当社は、外部委託先との間で会員情報の秘密保持に関する協定を締結し、外部委託先およびその従業員に協定遵守を確約させたくうえで必要最小限の会員情報を提供することができるものとします。
4. 当社は、本条第2項および第3項または以下の各号のひとつに該当する場合を除き、会員情報を第三者に提供いたしません。
 - (1) 会員の同意が得られた場合
 - (2) 法令または証券取引所等の自主規制団体等の規則あるいは公的機関の命令または要請による場合
 - (3) 合併・会社分割・事業譲渡等により第三者に事業を承継させる場合

(4) 個別の会員が特定できない状態で提供する場合

第11条（メンバーID、パスワード）

1. 当社が提供するメンバーIDおよびパスワードの使用・管理については、理由の如何を問わず、すべて会員が責任を負うものとします。
2. 会員の責に帰すべき事由によりメンバーID、パスワードの不正使用等が発生し、会員が損害を受けた場合には、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員は、メンバーIDおよびパスワードの漏出あるいは不正使用等が判明した場合は、直ちに当社に届け出るものとします。

第12条（サービスの提供）

1. 当社は、別途定めるサービスを会員に提供するものとします。
2. 当社が提供するサービスの内容は、その正確性・完全性・有用性等について相当の注意を持って収集した情報に基づくものですが、当社は、それを保証するものではありません。これらの情報は、会員の自主的判断をもって利用するものとします。
3. 当社が提供するサービスは、適宜見直しを行ない、その一部について中止ないし中断することがあります。この場合であっても、会費の返却は行ないません。

第13条（知的財産権）

1. 本会のサービスで提供する情報等に関する著作権などの知的財産権は、すべて当社に留保されます。
2. 会員は、複製、販売その他いかなる手段によっても、本会のサービスで得た情報を第三者に提供することはできません。
3. 前項は、退会後であっても適用されるものとします。

第14条（免責）

当社は、以下の場合にあっても一切責任を負わないものとします。

- (1) 会員が、本会のサービスに基づいて損害を受けた場合
- (2) 機器・回線等の故障、停電、天災等の不慮の事態および保守作業等その他の理由により本会のサービスに中断、遅滞等が発生し、その結果として会員が損害を受けた場合
- (3) インターネットによる各種情報提供サービスの実施に際し、当社の責によらない事由でコンピューターウイルスの感染、不正アクセス等による情報の流出、改竄等が発生し、その結果として会員が損害を受けた場合

第15条（規約の変更）

1. 当社は、会員の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとします。
2. 規約を変更する場合は適用の1か月前までに当社ホームページに掲示するほか、会員に対して適宜の方法により通知するものとします。

第16条（準拠法、および専属的合意管轄裁判所）

本規約は、日本法に準拠します。また、本件に関して訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本会員規約は 2017 年 4 月 1 日より実施します。

本会員規約は 2018 年 7 月 2 日に改定されました。

本会員規約は 2021 年 6 月 7 日に改定されました。